

第 33 回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 平成 30 年 11 月 22 日 (木)

2. 招集日時 午後 1 時 30 分 開議

3. 招集場所 役場 2 階第 1 会議室

4. 出席委員 農業委員：

会長 (12 番) 西館 徳松、 職務代理者 (11 番) 中里 照夫、

1 番 古里 典子、 2 番 内澤 初蔵、 3 番 下谷地敦雄、

4 番 福田 光雄、 6 番 苅谷 雅行、 7 番 畑林 悦男、

8 番 鶴飼 榮一、 9 番 本田 健耕、 10 番 泉山 和彦

農地利用最適化推進委員：

2 番 木村 正司、 3 番 川島 秋子、 4 番 笹山結実男、

5 番 清藤 秀則、 6 番 寺澤 正幸

5. 欠席委員 農業委員：

5 番 山田 一夫

農地利用最適化推進委員：

1 番 古館 久

6. 事務局職員 事務局長 小林 浩、 局長補佐 長瀬 設男、 主任 紫葉 優樹、
主事補 永井 重徳

議 長 (西館会長)

それではただいまより、第 33 回軽米町農業委員会総会を開会いたします。

(午後 1 時 30 分 開会)

議 長 本日の出席農業委員は、11 名で、在任委員の過半数に達しておりますので
会議は成立いたしました。また、農地利用最適化推進委員は、5 名の出席とな
っております。なお、山田委員、古館委員からは、欠席の報告がございました。
それでは日程に入ります。

日程第 1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より
指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので 7 番 畑林悦男委員、9 番 本田健耕委員のお二方にお願

いたします。

日程第2、会期についてお諮りいたします。本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

それでは議事に入ります。日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 (別紙議案書により朗読、説明)

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議をお願いいたします。

それぞれの農地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人の状況については、資料のとおりです。

番号1については、親族へ贈与するための無償移転の申請となります。現地確認は古舘委員と福田委員をお願いしてございます。

番号2については、番号1と同様に親族へ贈与するための無償移転の申請となります。現地確認は古舘委員と福田委員をお願いしてございます。

番号3については、使用貸借による10年間の新規の権利設定の申請となります。現地確認につきましては川島委員、鶴飼委員をお願いしてございます。こちらの案件は、農業次世代人材投資事業実施に伴いまして、共同で農地の権利を有することという要件がございまして、その関連での申請となっております。

番号4については、相手方の要望による売買での有償移転の申請となります。対価につきましては、資料のとおりでございます。現地確認につきましては清藤委員と西舘委員をお願いしてございます。

番号5については、売買による有償移転の申請となります。対価につきましては、資料のとおりでございます。現地確認につきましては清藤委員と西舘委員をお願いしてございます。

農地法第3条第2項の各号についての調査説明をいたします。

第1号の全部効率利用については、耕作地の状況、保有機械、申請人世帯の農業経験等により農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号は個人であり適用となりません。

第3号は信託ではないため適用となりません。

第4号の常時従事要件について、譲受人世帯は農作業を行う必要がある日数を農作業に従事すると見込まれます。

第5号下限面積については、権利取得後の経営面積が30a以上要件を満たします。

第6号転貸禁止については、譲渡人の所有地であって転貸にあたりません。

第7号地域調和についても、周辺農地との調和に配慮するとの申出であり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、いずれの案件についても申請内容は許可要件を全て満たしていると判断されます。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号1、番号2は、古舘委員と福田委員に、番号3は、川島委員と鶴飼委員に、番号4、番号5は、私と清藤委員が依頼されております。それぞれ順に報告願います。

事務局 古舘委員が欠席となっておりますが、現地確認書をお預かりしておりますので、事務局から報告いたします。

番号1については、場所は〇〇〇地区内、〇〇〇バス停から〇〇〇方面へ向かう町道沿いにある農地となっております。譲受人は高齢者であります。以前から機械作業については地域の農家へ頼みながら管理しているため、効率的利用が見込まれるということです。周辺農地への利用の支障については、現在は牧草地として利用されており支障はないと思われるということで、確認者の意見としましては許可相当ということでございます。

続きまして番号2については、同じく〇〇〇地区内から〇〇〇へ向かう町道沿いにある農地となっております。確認者の意見としましては、譲受人は番号1と同じ理由により、効率的に利用できると思われるということです。周辺農地への影響についても、牧草地であり支障はないと思われるということで、許可相当であるという判断でございます。

川島委員 番号3について報告いたします。場所は〇〇地区内です。申請者宅からおおよそ500mのところであり、周囲は山林となっております。農地は全て耕作されており、保有している機械や家族状況からみて農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。申請農地は牧草地となっており、利用に支障はありません。よってこの申請は許可相当であると考えます。

清藤委員 番号4について報告いたします。場所は〇〇地区内〇〇〇集落となります。西側が山林、南側、北側が農地、東側が受人の自宅と敷地であります。意見、状況については、受人の利用する草地となっておりますので、許可相当であると思います。

続いて番号5について報告いたします。場所は〇〇地区内〇〇〇集落となります。町道を南方向に進んだ左側にある整理田の中心に位置しています。東西南北とも田に囲まれています。受人の自宅より約150mのところであり、受人は農業機械などを更新し規模を拡大していますし、周辺農地への影響等もないものと見込まれ、よって許可相当であると思います。

議長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。番号1について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号2について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号3について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号4について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号5について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定することといたします。

日程第4、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。朗読を兼ねて説明をさせます。

事務局 (別紙議案書により朗読、説明)

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請がありましたので意見をお願いいたします。

農地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人の状況については、資料のとおりです。

転用目的につきましては、自己住宅の建築用地とするためでございます。事業計画、資金計画につきましては、資料のとおりでございます。農地区分については、第1種農地に該当する農地となりますが、集落接続により不許可の例外に該当いたしますので、許可できる案件と判断されます。申請地の場所につきましては、議案書に位置図を載せてございます。〇〇地区内で〇〇〇〇より約700m南側、〇〇〇〇〇〇〇〇より約200m南側に位置しております。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査については、川島委員と山田委員に依頼しておりますので、ご報告願います。

川島委員 報告いたします。〇〇地区内です。〇〇〇〇〇線から西へ町道をおよそ150

mのところであり、周囲の状況は、西側が宅地、東側、南側、北側が畑となっております。周囲の状況から転用する土地は位置的な問題はなく、事業の内容から面積は必要最小限と思われまます。よってこの申請は許可相当であると考えまます。

議 長 　　ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

（ 「異議なし」との声あり ）

議 長 　　ご異議がないので、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、岩手県農業会議へ諮問の後、県知事へ進達することといたします。

　　日程第5、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について上程いたします。朗読を兼ね説明させまます。

事務局 　　（別紙議案書により朗読、説明）

　　農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見をお願いします。

　　それぞれの農地の所在、地目、面積、所有者の状況については、資料のとおりです。

　　番号1については、利用目的が畑で10年間の賃貸借による新規の設定となります。賃借料につきましては、年額5万円となっております。新規の設定ですので現地確認を古舘委員と福田委員にお願いしてまます。

　　番号2については、所有者が亡くなっており法定相続人の申請となります。利用目的が畑で5年間の賃貸借による新規の設定となります。賃借料につきましては、年額1万6千円となっております。現地確認につきましては、古舘委員と福田委員にお願いしてまます。

　　現地確認の結果については、確認者の意見としまして、全ての農地について効率的に利用できると見込まれるということとまます。また、設定を受ける者につきましては、農業経営改善計画の認定済みであり、計画内容、その他の要件等につきましては確認済みとまます。

議 長 　　ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

（ 「異議なし」との声あり ）

議 長 　　ご異議がないので、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画については、原案のとおり決定することとし、計画策定について町長へ要請いたします。

　　日程第6、議案第4号、適用外証明交付申請の承認について上程いたします。

朗読を兼ね説明させます。

事務局 (別紙議案書により朗読、説明)

農地法の適用外証明願について下記農地より申請があったので審議をお願いいたします。

農地の所在、地目、面積、所有者の状況については、資料のとおりです。非農地の理由については、平成7年頃から労働力不足により休耕していたところ、自然に雑木等が生い茂ったためとのこととございます。適用法令に関して不知だったためということで申請がございました。願出人は所有者の長男となっております。現地確認につきましては、木村委員と西舘委員にお願いしてございます。申請地の位置図は議案書に添付してございます。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査については、木村委員と私が依頼されておりました。ご報告をお願いいたします。

木村委員 報告いたします。合計5筆の申請となっております。いずれも〇〇〇〇地区内に点在しております。大字〇〇〇〇〇は〇〇〇〇線の〇〇川沿いにあり、南側と西側が山林、北側が休耕田となっております。現状は柳の木やススキが生い茂っています。大字〇〇〇〇〇は〇〇〇〇線から〇〇〇に抜ける町道から南へ100m程のところとあり、北側、西側は畑、南側は休耕状態の畑であります。山林化しており、東側は山林となっております。申請地の畑も現状は雑木等が生い茂っています。大字〇〇〇〇〇は〇〇〇〇〇線沿いにあり、周囲は山林と休耕している畑と田になっており、畑への耕作道は農業用機械が通行できる状態ではなく、現状は雑木が生い茂っています。大字〇〇〇〇〇と〇〇〇は〇〇〇〇〇線沿いにあり、周囲は山林と畑、田となっております。いずれも休耕しています。現状は雑木等が生い茂っています。5筆いずれも平成7年頃から労働力不足のため休耕していたところ、自然に雑木等が生い茂ったということです。申請人も県外に住んでおり維持管理が難しく、農地以外になってから長年月を経過した土地であり、周囲への影響もなく、許可相当であると考えます。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

(「異議なし」との声あり)

議長 ご異議がないので、議案第4号、適用外証明交付申請の承認については、原案のとおり決定することといたします。

日程第7、議案第5号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 (別紙議案書により朗読、説明)

農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか、「農地法の運用について」第4の規定に基づき下記農地の判断をお願いいたします。農地・非農地の判断を求める農地につきましては、別添資料に一覧で記載してございます。全部で415筆でございます。こちらは8月2日から9月7日まで行った農地パトロールの結果をもとに、非農地判断をするということになります。それぞれの農地の所在、地目、面積、所有者の状況は資料のとおりでございます。荒廃農地調査につきましては、いずれも山林原野化しておりますので、B分類となり、農地法第2条第1項の「農地」には該当しないものと判断されます。

議長 　　ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

（ 「異議なし」との声あり ）

議長 　　ご異議がないので、議案第5号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断については、全て「非農地」として判断することに決定いたします。
ここで休憩にします。
事務局より報告・協議事項がありますのでお願いいたします。

（ 午後2時18分 休憩 ）

~~~~~

（ 午後2時30分 再開 ）

議長 　　再開します。  
以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。  
これをもって、第33回軽米町農業委員会総会を閉会といたします。

（ 午後2時30分 閉会 ）